

2020 年 6 月 17 日（水）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

PNG における非常事態宣言は 6 月 16 日（火）深夜をもって解除されました。同時に本 17 日（水）からは、先週 12 日（金）に国会で可決された「2020 年国家パンデミック法 (National Pandemic Bill 2020)」に基づく新たな制度が適用されることになりました。(同法を当館HP (<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>) に掲載しましたので、邦人の皆様におかれましても詳細をご確認願います)

同パンデミック法に基づく新たな制度下においても、引き続きマニング警察長官が「指揮官 (Controller)」, ダクララ保健次官代理が「副指揮官 (Deputy Controller)」という体制に変更はなく、また、国際線の運航、国境封鎖、入国後の 14 日間隔離等の水際対策についてもこれまでと同様の制限を維持するとされています。

ただし報道等によれば、PNG 政府は、今後数日間は新たな制度に移行するための移行期とし、非常事態宣言下において発動されていた各規制のどれを維持しどれを解除するかの詳細につき、今週中に整理して公表するとされています。

邦人の皆様におかれては、以下の PNG 政府特設ウェブサイトや各種報道等を通じた最新情報の入手に努めて頂きますようお願いいたします。

(ご参考) PNG 政府特設ウェブサイト : <https://covid19.info.gov.pg/>

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。なお、PNG 保健省は新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所 : Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話 : 3211800

国外からは (国番号 675) 321-1800

E-mail : sceo.jp@pm.mofa.go.jp

ファックス : 323-0153

国外からは (国番号 675) 323-0153

ホームページ : <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>